

令和8年度

宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

宮古市商工労働部市街地活性課

## はじめに

宮古市の中心市街地は、人口減少や少子高齢化の進行、自動車社会への移行、インターネット通販の普及などによる消費行動の変化を背景として、長年にわたり厳しい状況が続いています。かつて多くの市民で賑わった商店街では、空き店舗や空き地が増加し、まちなかの賑わいや人の流れは大きく変化しました。

その象徴ともいえる旧キャトルについて、市では駅前再整備の契機とするため土地及び建物を取得し、将来的な活用に向けた検討を進めています。しかしながら、これからの時代におけるまちづくりは、行政主導によるハード整備だけで解決できるものではなく、その限界も見え始めています。建設費や人件費、物価の高騰が続く現在の社会経済情勢においては、民間事業者が単独で大きなリスクを負いながら事業を展開することも容易ではありません。

一方、中心市街地には交通結節点としての機能をはじめ、行政機能、医療機関、商業機能などが集積しており、多くの人が行き交うポテンシャルを有しています。こうした地域資源や都市機能を活かしながら、失われつつある賑わいや交流を再生し、持続可能なまちの未来を描いていくことは、地域の活力維持や持続可能な都市経営にも大きく関わることから、本市にとって喫緊の課題です。

そのためには、行政と民間がそれぞれの強みを活かし、対等なパートナーとして共に考え、共に行動する「公民連携（PPP）」によるまちづくりへの転換が不可欠であると考えています。

本社会実験は、単なる空き店舗活用事業ではなく、一時的な施設運営や維持管理を担う事業者を募集するものでもありません。

対象施設を「実験の場」として活用し、多世代が集い、交流し、新たな活動や挑戦が生まれる場を創出するとともに、チャレンジショップや自主事業の実践を通じて、自立的・持続的な運営モデルを検証する取り組みです。そして何よりも、本事業の最大の目的は、将来の旧キャトル跡地再整備を含む中心市街地の再生を担う民間プレイヤーを発掘・育成し、将来的なエリアマネジメント組織やまちづくり会社の形成につなげていくことにあります。

そのため、本プロポーザルでは、施設管理やイベント運営の能力のみならず、コミュニティ形成・若者支援、プレイスメイキング、チャレンジショップ支援、自主事業・持続可能性などを評価項目としています。また、提案内容の優劣や価格のみならず、商店街や中心市街地の未来を共に考え、共に挑戦し、将来的には地域運営の担い手として成長していく可能性を有しているかという「将来性」を重要な評価要素としています。

宮古の未来をともに考え、ともに挑戦し、ともに育てていく。

本市は、本社会実験をその第一歩と位置付けています。志と行動力を持ち、地域の未来に向き合う皆様からの提案をお待ちしています。

## 1 趣旨

この要領は、宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務委託名

宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託

## 3 業務の目的

本業務は、宮古駅前エリアにおける空き店舗を活用し、多様な世代・主体が交わる交流拠点を形成するとともに、将来的な旧キャトル跡地を含む駅前再整備やエリアマネジメントを担う民間プレイヤーの発掘・育成を目的として実施する社会実験である。本業務は、以下の目的を達成するため、民間主体の企画・運営・収益化を最大限尊重する。

- (1) 宮古駅前エリアにおけるにぎわいの創出及び回遊の促進
- (2) 若者の居場所及び子どもの遊び場の形成
- (3) 起業希望者、創業初期事業者等が試行的に出店又は活動できるチャレンジショップ機能の実装
- (4) 多様な主体をつなぐ中間支援的機能を育み、将来的なエリアマネジメント組織や地域運営主体の形成につなげること
- (5) 将来の旧キャトル跡地を含む宮古駅前再整備の検討に資する運営知見及び需要データを蓄積すること

## 4 履行期間

令和8年7月17日から令和9年1月31日までとする。

※199日間のうち7日間の施設休業日を想定

## 5 委託上限額

6,017,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

## 6 受託者選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

## 7 対象施設の概要

名 称	ポートビルみやこ（小山田電業駅前ビル）1階フロア
所 在 地	宮古市末広町8-4
規 模	約150坪
設備条件	上下水道及びガスの常設設備なし
備 品 等	人工芝 モバイル遊具（モップス：株式会社コトブキ製） 簡易ステージ ステージ音響 PA 施設内 BGM（株式会社 USEN） 防犯カメラ1台 AI センサーカメラ（来場者カウント、属性取得） 什器類（既製品およびDIY製） 上記に加え、市が指定する備品類を貸与する場合がある

## 8 市が負担する経費

市が負担する経費は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 対象施設の賃借料
- (2) 基本的な光熱水費等の施設維持管理費
- (3) 市が貸与する備品、モバイル遊具、什器類に係る費用のうち市が必要と認めるもの

## 9 業務内容の概要

受託者は、別に定める「宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託仕様書」に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 日常運営・維持管理業務  
施設の開閉館、清掃、衛生管理、設備点検、安全管理及び来館者対応等を行う。
- (2) 常時有人体制の確保及びコミュニティマネジメント業務  
常時有人体制を確保し、利用者同士の交流促進、関係人口の創出及び地域ネットワークの形成を行う。
- (3) プレイスメイキング及び空間編集業務  
貸与備品等を活用し、市民参画によるDIYや空間づくりを通じて、魅力的な交流拠点を形成する。
- (4) 多世代交流及び若者居場所形成業務  
乳幼児親子、中高生から高齢者まで、多様な世代が安心して利用できる居場所づくりを行う。
- (5) チャレンジショップ支援業務  
起業希望者や創業初期事業者等の試験的な出店機会を創出し、出店支援及び伴走支援を行う。
- (6) イベント企画運営業務  
多世代交流や賑わい創出につながるイベント、ワークショップ等を企画・運営するとともに、自主事業による収益化を試行する。
- (7) 広報及び情報発信業務  
SNSやホームページ等を活用した情報発信及び広報活動を行う。
- (8) 検証データの収集、整理及び実績報告業務  
来場者数、利用実績、出店状況、自主事業実績等のデータを収集・分析し、報告を行う。
- (9) 行政・地域連携イベント協力業務  
市及び地域団体等が実施するイベントとの連携、会場活用支援及び地域活動の促進に協力する。

## 10 自主事業の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の目的に反しない範囲において、自主事業として物販、有料イベント、スペースレンタル、サブスクリプション、協賛獲得その他の事業活動を実施することができる。これらの自主事業は推奨するが、(ア) 施設の公共性を損なわないこと、(イ) 事前に市へ主要収益事業の概要を提出すること、(ウ) 月次報告で収支を開示することを義務付ける。社会実験の評価に用いるためのデータは市と共有すること。
- (2) 自主事業に係る企画、実施、収益及び損失は、受託者に帰属するものとする。
- (3) 自主事業は、施設の公共性及び安全性を損なわず、かつ本業務の実施に支障を及ぼさない範囲で行わなければならない。
- (4) 政治的活動、宗教的活動、公序良俗に反する活動その他市が不相当と認める活動は、これを行うことができない。

## 11 施設利用上の制約

- (1) 現地での調理行為は、保健所その他関係機関の許認可等を要する場合を除き、原則として認めない。
- (2) 火気の使用は、消防法令、施設管理上の基準その他関係法令に基づく承認を得た場合を除き、原則として認めない。
- (3) 飲食提供は、原則として包装済食品、飲料販売又は自動販売機等、衛生上及び安全上の管理が可能な範囲に限る。
- (4) 施設の構造に影響を及ぼす改変その他市が不相当と認める行為は、これを行うことができない。

## 12 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人、合同会社、特定非営利活動法人、一般社団法人、個人事業主又はこれらにより構成される共同事業体であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行する能力、実施体制及び経理的基礎を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 公告の日から契約締結日までの期間、宮古市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 宮古市暴力団排除条例（平成 28 年宮古市条例第 36 号）第 2 条に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立中又は更生手続中でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続中でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) マルチ商法、ネットワークビジネスその他これらに類する勧誘活動を主たる目的とする者でないこと。

学生団体は、原則として参加資格を有しない。

任意団体については、責任体制、会計体制及び業務遂行能力が明確であると市が認めた場合に限り、事前協議の上で参加を認めることがある。

## 13 共同提案

- (1) 共同事業体として応募する場合は、代表者を定め、構成員ごとの役割、責任、費用配分及び意思決定方法を明記した書類を提出しなければならない。
- (2) やむを得ない事情と認められる場合を除き、構成員の変更は認めないものとする。
- (3) 1 つの共同事業体の構成員は、別の提案を行う共同事業体を構成する構成員や単独の応募者になることはできないものとする。
- (4) 単独、グループのいずれにおいても業務の一部を協力企業に再委託することを認めるものとする。

## 14 参加の手続き等

### (1) 提出書類

様式番号	様式名	提出部数	備考
様式2-1	委任状	1部	
様式2-2	参加申込書		
様式2-3	共同事業体構成調書		(※1)
様式2-4	共同事業体業務分担表		
様式2-5	誓約書		
様式2-6	使用印鑑届		
任意様式	印鑑証明書(※3)		(※2)
	直前2年の財務諸表		
	営業経歴書		
	登記事項証明書(※3)		
	納税証明書(※3、※4)		

※ 任意様式の提出書類については、A4判を原則とするが、A3判を使用する場合は、片袖折りとしA4判サイズに折り込むこと。

※1 グループによる応募の場合に提出すること。

※2 令和7・8年度建設関連業務業入札参加資格者名簿（宮古市総務部財政課）に登録されていない場合に提出すること。グループの場合、該当の場合は構成員も提出すること。

※3 申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。（写し可）

※4 直近2ヶ年度分について提出すること。（写し可）

国税：所得税または法人税、消費税および地方消費税（法人：その3の3、個人：その3の2）

地方税：法人市民税、固定資産税等

### (2) 提出期間

令和8年6月5日（金） から 令和8年6月29日（月） 16時00分 まで【必着】

### (3) 提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参により提出すること。

### (4) 提出場所

「25 提出先・問い合わせ先」のとおり

### (5) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した者全員に対して、令和8年6月30日（火）までに、参加資格確認通知を書面で通知する。参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

## 15 現地見学会

- (1) 本プロポーザルに関し、応募を検討する者を対象として現地見学会を実施する。
- (2) 現地見学会の日時、場所、申込方法その他必要な事項は、別に定める「宮古駅前エリア 空き店舗利活用社会実験運営業務委託に係る現地見学会実施要領」による。
- (3) 現地見学会への参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書（様式1-1）を「25 提出先・問い合わせ先」まで提出するものとする。
- (4) 現地見学会への参加は任意とし、参加の有無をもって応募資格の有無を左右しない。
- (5) 現地見学会当日は、本プロポーザルに関する質疑応答は行わない。質問がある場合は、「16 質問の受付及び回答」に定める方法により質問書（様式1-2）を提出すること。
- (6) 現地見学会の参加人数は、1団体につき3名以内とする。ただし、市が特に必要と認める場合は、この限りでない。

## 16 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間  
令和8年6月5日（金） から 令和8年6月17日（水） 16時00分 まで【必着】
- (2) 本要領及び仕様書等に関する質問は、質問書（様式1-2）により、別に定める期限までに電子メールで提出するものとする。電子メール件名は「プロポーザル質問【事業者名】」とするものとする。質問を受け付けた場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合には、「25 提出先・問い合わせ先」あてに問い合わせすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答は、令和8年6月19日（金）までに、宮古市ホームページ掲載するものとし、個別回答は行わない。
- (4) 回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 17 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

様式番号	様式名	提出部数	備考
様式3-1	企画提案書提出書	1部	
任意様式	企業・団体概要書	10部	パンフレット可
様式3-2	業務実施体制調書		(*1)
様式3-3	企画提案書		
様式3-4	自主事業計画書		
様式3-5	収支計画書		
任意様式	プレゼンテーション資料		
任意様式	参考見積書		

※ 任意様式の提出書類については、A4判を原則とするが、A3判を使用する場合は、片袖折りとしA4判サイズに折り込むこと。

※1 PDF形式の電子データについてもCD-R等に格納し、ウイルスチェックを済ませたうえで、1部提出すること。

### (2) 提出期間

参加資格確認通知後 から 令和8年7月3日(金) 16時00分 まで【必着】

### (3) 提出方法

郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は持参により提出すること。

### (4) 提出場所

「25 提出先・問い合わせ先」 のとおり

## 18 審査方法

- (1) 審査は、市が設置する審査委員会において、提出書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーションの内容を総合的に評価して行う。なお、審査委員会は非公開とする。
- (2) 審査項目、配点及び評価方法は、「【別紙1】評価基準」のとおりとする。審査に当たっては、単なる施設管理能力のみではなく、多世代交流の形成、チャレンジショップ支援、地域プレイヤー育成、コミュニティ形成、自主事業による自走性等を重視する。なお、参加事業者が1者のみの場合でも審査を実施する。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング
  - ア 日時および会場

日時および会場は、参加資格に適合した者に対し、令和8年6月30日（火）までに、参加資格確認通知時に通知する。
  - イ 実施方法
    - ①参加事業者によるプレゼンテーションは、企画提案書等に基づいた説明を30分以内でおこなうものとする。
    - ②発注者からのヒアリングは、主に提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの内容について、20分程度でおこなうものとする。
    - ③参加事業者からプレゼンテーション及びヒアリングへの出席は3名以内とする。
    - ④プレゼンテーションにあたり、プロジェクター、スクリーン、ディスプレイケーブル（HDMI、DVI、VGA）、電源タップ、レーザーポインターは発注者が準備する。その他、パソコンなどの必要な機材は、参加事業者において準備すること。
    - ⑤プレゼンテーション及びヒアリング開始前に、パソコン等動作確認のための準備時間を設ける。
    - ⑥プレゼンテーション及びヒアリングは、参加申込書の受付順におこなう。
    - ⑦プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
    - ⑧参加事業者による会場内での録音録画は禁止とする。
- (4) 審査結果の通知・公表

審査結果は、令和8年7月上旬（予定）までに、企画提案書等の提出者全員に書面により通知するとともに、宮古市ホームページで公表するものとする。なお、審査結果の内容に対する質問および異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 審査の結果、適切な提案がないと認めるときは、受託候補者を選定しないことがある。

## 19 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
- (3) 本要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- (6) 見積額が委託上限額を超える場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 20 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して書面又は電子メールにより通知するものとする。

## 21 契約の締結

### (1) 受託候補者との契約手続き

審査委員会により受託候補者となった者は、業務内容や契約条件を定めた仕様書について、本市と協議・合意した後に業務委託契約を締結する。このため、受託候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議により必要な範囲内において企画提案書等の項目の変更、追加および削除をおこなったうえで、本契約の仕様を反映させることができるものとする。

### (2) 受託候補者との契約手続きが不可能となった場合の措置

受託候補者との協議が整わなかった場合、受託候補者が「19 失格事項」に掲げる理由により失格になった場合、受託候補者が辞退した場合その他特別な理由により受託候補者との契約締結が不可能となった場合には、次点の参加事業者と協議をおこなうことがある。

## 22 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式3）を「25 提出先・問い合わせ先」まで提出すること。

## 23 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 各種書類の作成・提出にあたっては、「【別紙2】 提出書類一覧と注意事項等」を参照すること。
- (3) 提出された企画提案書等の修正は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は、原則として返却しない。
- (5) 企画提案は、1者につき1案のみとする。
- (6) 提出書類は、受託候補者選定以外の目的には使用しない。ただし、情報公開条例その他関係法令に基づき開示する場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内に限り、複製および使用できるものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、宮古市情報公開条例（平成17年条例第11号）に基づき判断するものとする。
- (9) 受託者は、施設賠償責任保険その他必要な保険及び労働者災害補償保険等に参加しなければならない。

## 24 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次に掲げるとおりとする。

項目	日程
公告	令和8年6月 5日（金）
現地見学会参加申込期限	令和8年6月10日（水）
現地見学会実施日	令和8年6月11日（木）
質問受付期限	令和8年6月17日（水）
質問回答期限	令和8年6月19日（金）
参加申込書提出期限	令和8年6月29日（月）
企画提案書提出期限	令和8年7月 3日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月上旬（予定）
受託候補者選考結果通知・公表	令和8年7月上旬（予定）
契約締結	令和8年7月16日（木）（予定）
履行開始	令和8年7月17日（金）（予定）

## 25 提出先・問い合わせ先

宮古市 商工労働部 市街地活性化課 公民連携推進係  
〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号  
TEL : 0193-65-8615  
E-mail : shigaichi@city.miyako.iwate.jp

【別紙1】評価基準

評価項目	評価対象	評価基準	配点
業務理解度・基本方針	企画提案書	社会実験の趣旨、駅前再整備との接続性、公共性と民間活力の両立への理解	60
実施体制・運営能力	業務実施体制 企画提案書	常時有人体制、責任者配置、運営継続性、スタッフ配置、安全管理体制	30
コミュニティ形成 若者支援	企画提案書	若者の居場所形成、多世代交流、コミュニティマネジメントの具体性	60
プレイスメイキング 空間活用	企画提案書	DIY、市民参加、空間編集、モバイル遊具「MOPS」・パレット什器等の活用	60
チャレンジショップ支援	企画提案書	出店者発掘、伴走支援、創業支援、柔軟な出店スキーム	60
イベント企画 にぎわい創出	企画提案書	継続的な集客、多様な主体の巻き込み、独自性、実現性	60
自主事業・持続可能性	企画提案書 自主事業計画書 収支計画書	自主収益確保、収支計画、自走型運営モデルの構築可能性	30
広報・情報発信	企画提案書	SNS運用、地域連携、情報発信力、認知拡大策	30
将来性・発展性	企画提案書 プレゼンテーション	社会実験終了後の展開イメージ、旧キャトル跡地等への接続案、民間プレイヤー育成の見通し。	180
見積価格	見積価格	(最低提案価格/当該提案価格) ×25点 ※小数点以下切り捨て	30
合計			600

## 【別紙2】提出書類一覧と注意事項等

### 1 現地見学会に係る書類（要領 15）

提出書類		部数	注意事項
現地見学会参加申込書	様式 1-1	1 部	<p>○様式に必要事項を記入したうえで電子メールへ添付し、下記メールアドレスへ提出すること。</p> <p>メールアドレス： shigaichi@city.miyako.iwate.jp</p> <p>○現地見学会実施要領に従い記入すること。</p> <p>○メールの件名は「現地見学会申込【事業者名】」とすること。</p>

### 2 質問提出に係る書類（要領 16）

提出書類		部数	注意事項
質問書	様式 1-2	1 部	<p>○様式に必要事項を記入したうえで電子メールへ添付し、下記メールアドレスへ提出すること。</p> <p>メールアドレス： shigaichi@city.miyako.iwate.jp</p> <p>○質問の対象となる書類（実施要領、仕様書など）、ページ、項目について記入すること。</p> <p>○メールの件名は「プロポーザル質問【事業者名】」とすること。</p>

### 3 参加申込に係る書類（要領 14）

提出書類		部数	注意事項
委任状	様式 2-1	1 部	○支店、営業所等に委任する場合は代表者印及び代理人の印を押印すること。
参加申込書	様式 2-2	1 部	<p>○令和 7・8 年度建設関連業務業入札参加資格者名簿に登録している事業所等で参加申込すること。</p> <p>※未登録の場合は、要領 14(※2)に記載の資料を添付すること。</p>
誓約書	様式 2-5	1 部	<p>○代表者印または受任者印を押印すること。</p> <p>※グループで参加する場合はすべての構成員から各 1 部、押印したものを提出すること。</p>
共同事業体構成調書	様式 2-3	1 部	○グループで参加する場合は提出すること。
共同事業体業務分担表	様式 2-4	1 部	○グループで参加する場合は提出すること。

4 令和7・8年度建設関連業務業入札参加資格者名簿に登録されていない場合の提出書類  
(参加申込時提出資料)(要領6)

提出書類		部数	注意事項
使用印鑑届	様式2-6	1部	○代表者印または受任者印を押印すること。
印鑑証明書		1部	○申請日前3か月以内に発行されたものに限る。(写し可)
直前2年の財務諸表または写し	任意様式	1部	○貸借対照表や損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表等、経営業況がわかるものを提出すること。
営業経歴書	任意様式	1部	
登記事項証明書		1部	○申請日前3か月以内に発行されたものに限る。(写し可)
納税証明書		1部	○申請日前3か月以内に発行されたものに限る。(写し可) ○直近2ヶ年度分について提出すること。 国税：所得税または法人税、消費税および地方消費税 (法人：その3の3、個人：その3の2) 地方税：法人市民税、固定資産税等

5 企画提案に係る書類(企画提案書提出書類)(要領17)

提出書類		部数	注意事項
企画提案提出書	様式3-1	1部	
企業・団体概要書	任意様式	10部	○既存パンフレット可。
業務実施体制調書	様式3-2	10部	○紙資料10部のほか、PDF形式の電子データをCD-R等に格納し、ウイルスチェックを済ませたうえで1部提出すること。
企画提案書	様式3-3	10部	
自主事業計画書	様式3-4	10部	
収支計画書	様式3-5	10部	
プレゼンテーション資料	任意様式	10部	
参考見積書	任意様式	10部	

6 辞退に係る書類（参加申込書提出後の辞退関係書類）（要領 22）

提出書類		部数	注意事項
辞退届	様式4	1部	